

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
138	<p>の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで</p> <p>坪川 左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで</p> <p>滝 沢 川 左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで</p> <p>芦川 左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで</p> <p>釜 無 川 左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の22地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで</p> <p>御 勅 使川 左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで</p> <p>重川 左岸 甲州市塩山上栗生野字道泉1169番地先新千野橋から山梨市大字一町田中字北河原813番の5地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字小山平556番の1地先新千野橋から山梨市下石森小字雲林586番の1地先重川橋まで</p>	<p>の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで</p> <p>坪川 左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで</p> <p>滝 沢 川 左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで</p> <p>芦川 左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで</p> <p>釜 無 川 左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の22地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで</p> <p>御 勅 使川 左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで</p> <p>重川 左岸 甲州市塩山上栗生野字道泉1169番地先新千野橋から山梨市大字一町田中字北河原813番の5地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字小山平556番の1地先新千野橋から山梨市下石森小字雲林586番の1地先重川橋まで</p>	治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

138	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字福地843番の1地先新祝橋から 笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から 山梨市大字一町田中字前田92番地先日川橋まで	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字福地843番の1地先新祝橋から 笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から 山梨市大字一町田中字前田92番地先日川橋まで	治水課修 正
	—	—	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで	
	—	—	真川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2775番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目847番の1地先まで	
	—	—	戸川	左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鵜沢字薄田340番の20地先まで 右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鵜沢字新地835番の8地先まで	

(2) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70

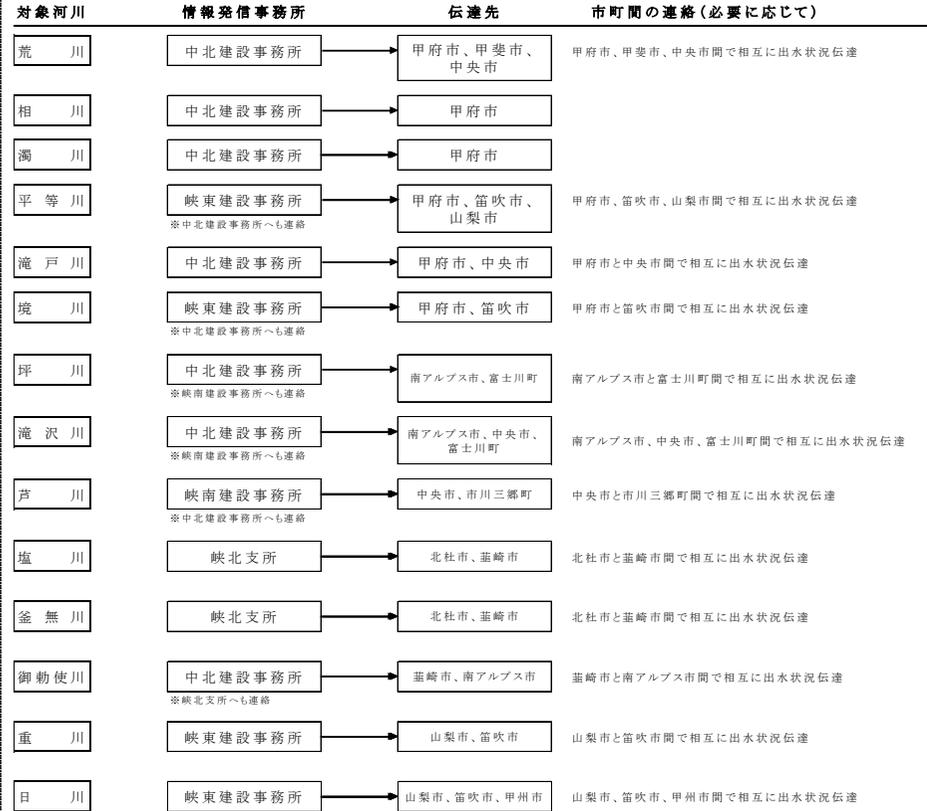
(2) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
荒川	荒川	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00
塩川	岩根橋	0.80	1.70	2.10	2.50	3.00
相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60
濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74
平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40	2.40
滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40	2.15
境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60	3.10
坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30	4.70

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

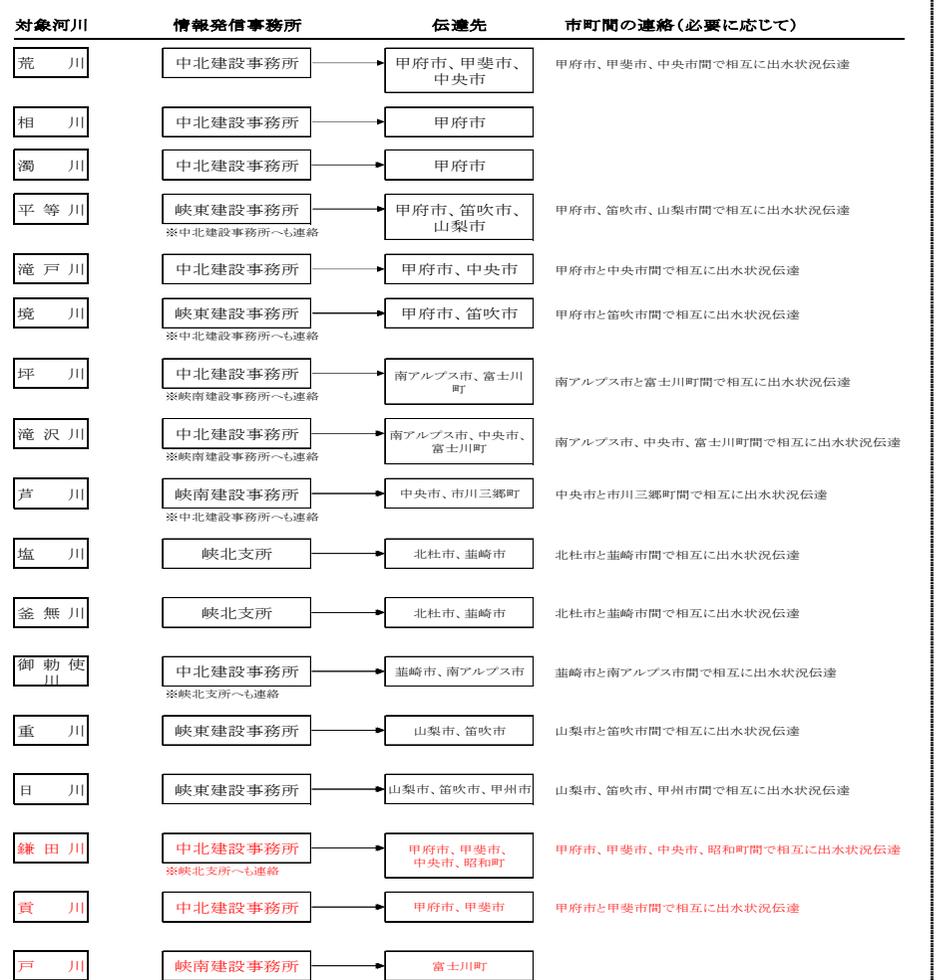
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

140 図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



142 11 県が行う水位到達情報の通知
(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



治水課修正

11 県が行う水位到達情報の通知
(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

142	河川名	区域	河川名	区域	治水課修正
	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	相川	左岸 甲府市古府中町6033番の6地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塚原町7番の2地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで	
	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	濁川	左岸 甲府市宝一丁目78番の2地先から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市宝一丁目70番の1地先から甲府市大津町1871番地の1地先まで	
	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで	平等川	左岸 山梨市山根320番の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 山梨市山根340番地先から甲府市小曲町1505番地先まで	
	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで	滝戸川	左岸 甲府市中畑町1237番の1地先から中央市高部1049番の2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市心経寺町76番の2地先から中央市高部1922番の4地先新滝戸川橋まで	
	境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで	境川	左岸 笛吹市境川町藤壘885番地先から甲府市白井町950番の4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町大窪7番の6地先から甲府市白井町2280番の1地先白井河原橋まで	
	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで	坪川	左岸 南アルプス市上市之瀬117番の1地先から南アルプス市川西7番の1地先まで 右岸 南アルプス市上野226番の4地先から南巨摩郡富士川町大柵896番の1地先まで	
	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで	滝沢川	左岸 南アルプス市桃園1601番の3地先から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市上宮地472番の4地先から南アルプス市川西7番の1地先まで	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧		新		改正理由
143	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで	芦川	左岸 西八代郡市川三郷町上野4816番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番の1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野3799番の1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番の2地先まで	治水課修正
釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の22地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目4621番4地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の22地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋まで		
御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市龍岡町下條南割字西原596番11地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで		
重川	左岸 甲州市塩山上栗生野字道泉1169番地先新千野橋から山梨市大字一町田中字北河原813番の5地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字小山平556番の1地先新千野橋から山梨市下石森小字雲林586番の1地先重川橋まで	重川	左岸 甲州市塩山上栗生野字道泉1169番地先新千野橋から山梨市大字一町田中字北河原813番の5地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字小山平556番の1地先新千野橋から山梨市下石森小字雲林586番の1地先重川橋まで		
日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字福地843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市大字一町田中字前田92番地先日川橋まで	日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字福地843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市大字一町田中字前田92番地先日川橋まで		
— —	— — —	鎌田川	左岸 甲斐市篠原字大冷間1163番地先から中央市今福字大角687番の1地先まで 右岸 甲斐市篠原字大冷間1155番の6地先から中央市今福字大角687番の1地先まで		
—	— — —	貢川	左岸 甲斐市天狗沢字北河原389番の3地先から甲府市上石田二丁目2775番の1地先まで 右岸 甲斐市大久保字村前15番地先から甲府市上石田二丁目847番の1地先まで		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

—	
---	--

戸川	<p>左岸 南巨摩郡富士川町大久保字茶新居590番の1地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字薄田340番の20地先まで</p> <p>右岸 南巨摩郡富士川町小室字寺尾5765番の3地先から南巨摩郡富士川町鯉沢字新地835番の8地先まで</p>	
----	---	--

治水課
修正

144

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位
相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90
濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00
平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40
滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40
境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60
坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30
滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50
芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40
釜無川	穴山橋	1.10	1.70	2.30	2.80
	国界橋	1.70	2.90	4.60	4.40
御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.80	4.60
重川	重川	0.70	1.20	1.60	1.70
	赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.10	2.70

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位
相川	相川三之橋	0.80	1.50	1.60	1.90
濁川	濁川	1.50	2.00	2.50	3.00
平等川	平等川	1.20	1.70	2.10	2.40
滝戸川	下曾根	0.70	0.90	1.20	1.40
境川	境川橋	0.90	1.20	1.40	1.60
坪川	坪川	1.80	3.20	3.80	4.30
滝沢川	小笠原橋	1.10	1.30	1.30	1.50
芦川	芦川橋	0.50	0.80	1.30	1.40
釜無川	穴山橋	1.10	1.70	1.70	2.30
	国界橋	1.70	2.90	4.00	4.60
御勅使川	御勅使上橋	1.60	2.00	2.00	2.80
重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60
	赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

144	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日川</th> <th>葡萄橋</th> <th>0.80</th> <th>1.40</th> <th>2.80</th> <th>2.10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段 図－1 各河川の水位到達情報連絡系統図 (略)</p>	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.80	2.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日川</th> <th>葡萄橋</th> <th>0.80</th> <th>1.40</th> <th>2.40</th> <th>2.80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>鎌田川</u></td> <td><u>鎌田川</u></td> <td><u>3.30</u></td> <td><u>4.60</u></td> <td><u>5.30</u></td> <td><u>5.70</u></td> </tr> <tr> <td><u>貢川</u></td> <td><u>貢川</u></td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>2.40</u></td> <td><u>2.70</u></td> </tr> <tr> <td><u>戸川</u></td> <td><u>戸川橋</u></td> <td><u>1.40</u></td> <td><u>2.30</u></td> <td><u>2.90</u></td> <td><u>3.10</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段 図－1 各河川の水位到達情報連絡系統図 (略)</p>	日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	<u>鎌田川</u>	<u>鎌田川</u>	<u>3.30</u>	<u>4.60</u>	<u>5.30</u>	<u>5.70</u>	<u>貢川</u>	<u>貢川</u>	<u>1.40</u>	<u>2.10</u>	<u>2.40</u>	<u>2.70</u>	<u>戸川</u>	<u>戸川橋</u>	<u>1.40</u>	<u>2.30</u>	<u>2.90</u>	<u>3.10</u>	治水課修正
日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.80	2.10																																														
—	—	—	—	—	—																																														
—	—	—	—	—	—																																														
—	—	—	—	—	—																																														
日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80																																														
<u>鎌田川</u>	<u>鎌田川</u>	<u>3.30</u>	<u>4.60</u>	<u>5.30</u>	<u>5.70</u>																																														
<u>貢川</u>	<u>貢川</u>	<u>1.40</u>	<u>2.10</u>	<u>2.40</u>	<u>2.70</u>																																														
<u>戸川</u>	<u>戸川橋</u>	<u>1.40</u>	<u>2.30</u>	<u>2.90</u>	<u>3.10</u>																																														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

145

図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知システム図

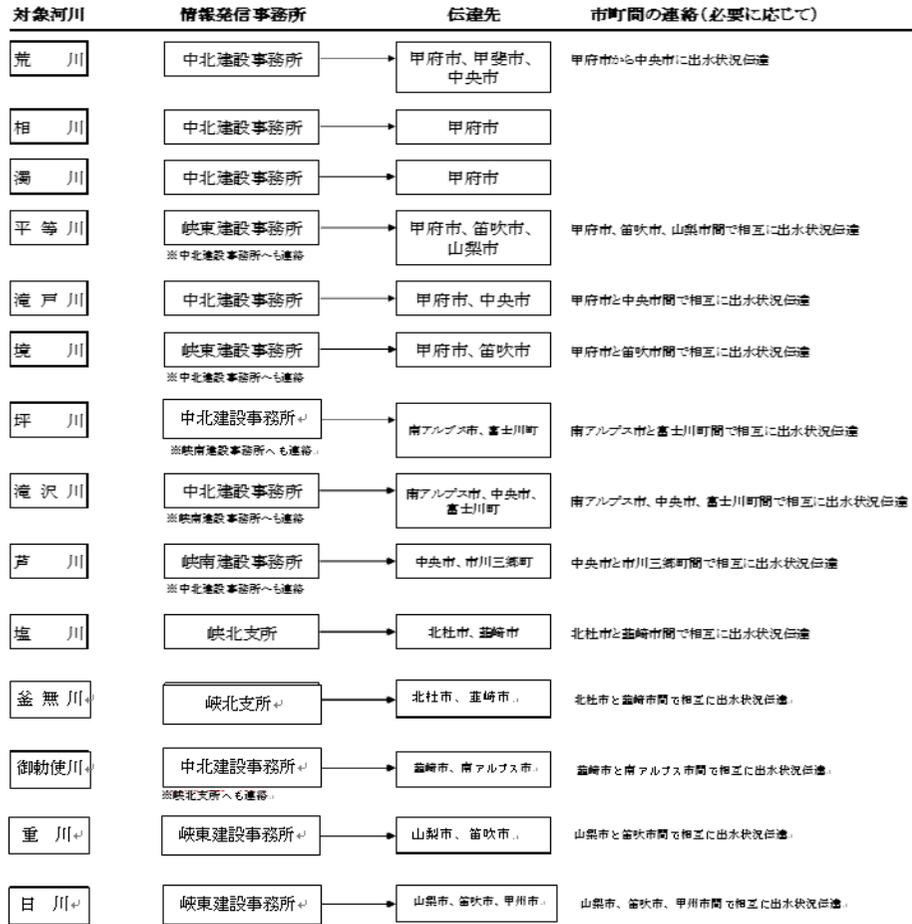
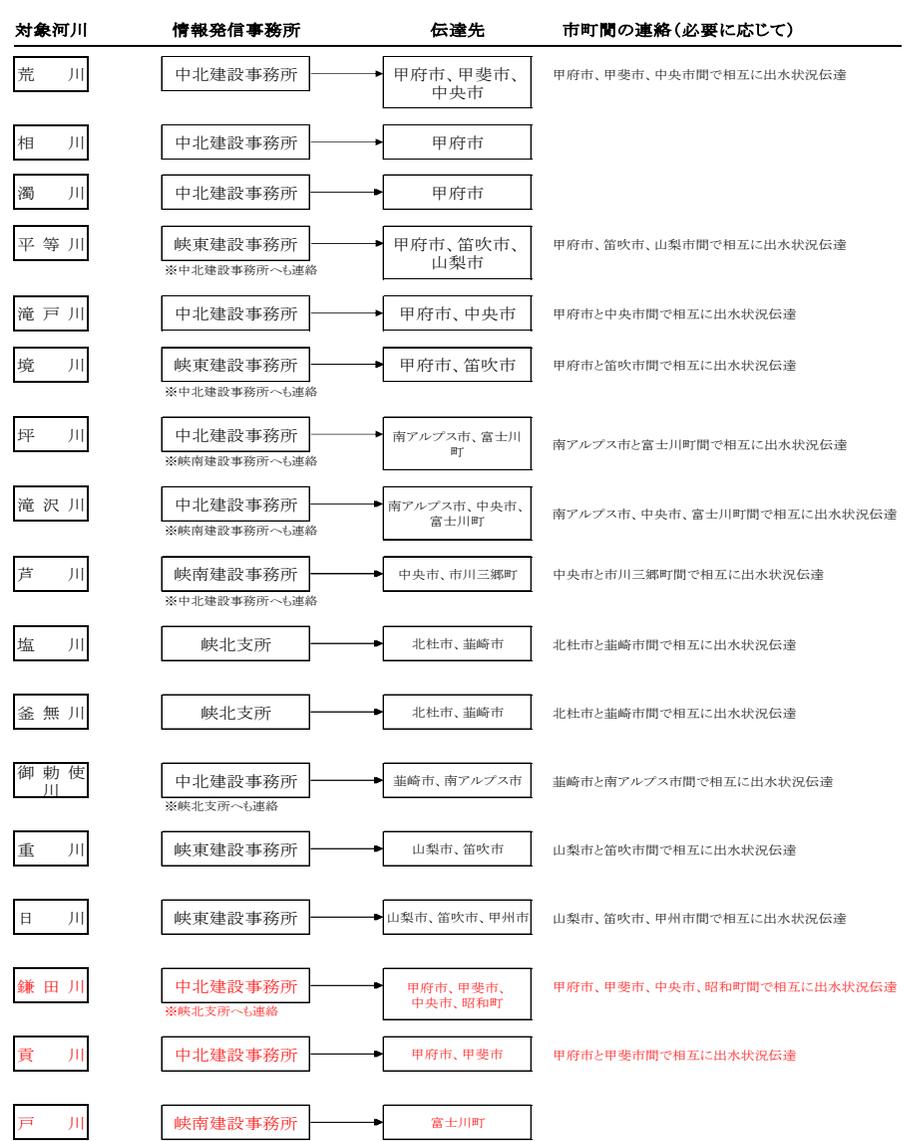


図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知システム図



治水課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由																				
146 147	<p>第5節 雪害対策</p> <p>1 道路交通における雪氷対策</p> <p>(1) 雪氷対策体制</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 除雪実施体制について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>別表 1</p>	<p>第5節 雪害対策</p> <p>1 道路交通における雪氷対策</p> <p>(1) 雪氷対策体制</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 除雪実施体制について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>別表 1</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 528 219 568"></th> <th data-bbox="219 528 1090 568">体制の発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 568 219 727">準備体制</td> <td data-bbox="219 568 1090 727"> <ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 727 219 887">注意体制</td> <td data-bbox="219 727 1090 887"> <ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 887 219 1046">警戒体制</td> <td data-bbox="219 887 1090 1046"> <ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1046 219 1227">非常体制</td> <td data-bbox="219 1046 1090 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 </td> </tr> </tbody> </table>		体制の発令基準	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 528 1160 568"></th> <th data-bbox="1160 528 2031 568">体制の発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 568 1160 727">準備体制</td> <td data-bbox="1160 568 2031 727"> <ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 727 1160 887">注意体制</td> <td data-bbox="1160 727 2031 887"> <ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 887 1160 1046">警戒体制</td> <td data-bbox="1160 887 2031 1046"> <ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1046 1160 1227">非常体制</td> <td data-bbox="1160 1046 2031 1227"> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 </td> </tr> </tbody> </table>		体制の発令基準	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 	注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 	道路管理 課修正
	体制の発令基準																						
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 																						
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 																						
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>恐れ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 																						
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 																						
	体制の発令基準																						
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報等により降雪又は凍結が予想される場合 																						
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・気象台から大雪注意報が発表された場合 																						
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の<u>おそれ</u>がある場合 ・積雪があり、気象台により大雪警報が発表された場合 																						
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・県内の広範囲に積雪深が30cmを大きく超え、さらに積雪が見込まれるとき ・異常降雪における災害警戒本部が設置された場合 																						
147 148	<p>第6節 消防対策</p> <p>2 災害防ぎょ措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消防水利の統制</p>	<p>第6節 消防対策</p> <p>2 災害防ぎょ措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消防水利の統制</p>	峡北広域																				

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
148	<p>市町村長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、予め到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利(貯水槽(池))及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。</p> <p>また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、予め水利統制計画を樹立するものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p>	<p>市町村長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、予め到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利(貯水槽(池))及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。</p> <p>また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、予め水利統制計画を樹立するものとする。</p> <p>ア、イ (略)</p>	行政事務 組合消防 本部修正
149	<p>(5) 飛火警戒 (略) ア～エ (略) オ 飛火警戒の要領 ① (略) ② 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。</p>	<p>(5) 飛火警戒 (略) ア～エ (略) オ 飛火警戒の要領 ① (略) ② 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。</p>	峡北広域 行政事務 組合消防 本部修正
150	<p>3 林野火災の応急対策 (1) 略 (2) 市町村のとりべき措置 ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p>	<p>3 林野火災の応急対策 (1) 略 (2) 市町村のとりべき措置 ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県林政部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p>	県組織改 編のため
151	<p>第7節 原子力災害応急対策 3 モニタリング活動 (1)～(2) 略 (3) 放射性核種濃度の測定 県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。 なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。 ア 福祉保健部 飲料水の検査 イ 森林環境部 大気、水質、林産物、廃棄物の検査</p>	<p>第7節 原子力災害応急対策 3 モニタリング活動 (1)～(2) 略 (3) 放射性核種濃度の測定 県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表する。 なお、濃度測定の方掌は、概ね次のとおりとする。 ア 福祉保健部 飲料水の検査 イ 林政部 林産物の検査</p>	県組織改 編のため

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
168	<p>の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 ・国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ・市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <p>・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難の実施責任者 避難の実施責任者は次のとおりであるが、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の勧告・指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 項) ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示 _____ の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 ・国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 ・市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ・市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 <p>・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難の実施責任者 避難の実施責任者は次のとおりであるが、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の _____ 指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 項) ア～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため 災害対策基本法改正のため 災害対策基本法改正のため 防災基本計画修正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
169	<p>(3) 市町村の避難計画 (略)</p>	<p>(3) 市町村の避難計画 (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
170	<p>等の備蓄に努めるものとする。</p> <hr/> <p>エ (略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <hr/> <p>(略)</p>	<p>等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正のため</p>
171	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。 <hr/>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 ・市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 ・指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。 ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置 	<p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
172	<p>(1) 保健医療救護対策本部職員構成</p> <p>ア 県保健医療救護対策本部</p> <p>県保健医療救護__本部長 1名(県福祉保健部長)</p> <p>県保健医療救護__副本部長 4名(県医師会、県歯科医師会、 県薬剤師会、県看護協会の代表)</p> <p>県保健医療救護__本部連絡班 若干名(県福祉保健部次 長、関係団体の役員の中から 団体の長が推薦する)</p> <p>県保健医療救護__本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総 務課、衛生薬務課、健康増進課及び 障害福祉課の職員</p> <p>県災害医療コーディネーター 県が指定する者(災害医療に係る あらゆる事項への助言・調整を 行う。)</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 保健医療救護対策本部職員構成</p> <p>ア 県保健医療救護対策本部</p> <p>県保健医療救護対策本部長 1名(県福祉保健部長)</p> <p>県保健医療救護対策副本部長 4名(県医師会、県歯科医師会、 県薬剤師会、県看護協会の代表)</p> <p>県保健医療救護対策本部連絡調整役 若干名(県福祉保健部次 長、関係団体の役員の中から 団体の長が推薦する)</p> <p>県保健医療救護対策本部班員 福祉保健部医務課、福祉保健総 務課、衛生薬務課、健康増進課及び 障害福祉課の職員</p> <p>県災害医療コーディネーター 県が指定する者(災害医療に係る あらゆる事項への助言・調整を 行う。)</p> <p>(略)</p>	<p>医務課修 正</p>
175	<p><医療機関の医療救護体制></p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害拠点病院等の指定</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害拠点病院</p> <p>災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等 の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療 機関への応急用医療資器材の提供を行う。</p>	<p><医療機関の医療救護体制></p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害拠点病院等の指定</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害拠点病院</p> <p>災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等 の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療 機関への応急用医療資器材の提供を行う。</p>	
176	<p>(ア)基幹災害拠点病院</p> <p>(略)</p> <p>(イ)地域災害拠点病院</p> <p>医療圏ごとに1~2病院を指定</p> <p>①市立甲府病院 ②山梨厚生病院 ③笛吹中央病院 ④富士川病院 ⑤白根徳洲会病院 ⑥韮崎市立病院 ⑦富士吉田市立病院 ⑧大月市立中央病院</p>	<p>(ア)基幹災害拠点病院</p> <p>(略)</p> <p>(イ)地域災害拠点病院</p> <p>医療圏ごとに1~2病院を指定</p> <p>①市立甲府病院 ②山梨厚生病院 ③笛吹中央病院 ④富士川病院 ⑤白根徳洲会病院 ⑥韮崎市立病院 ⑦富士吉田市立病院 ⑧大月市立中央病院</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

182

■ 災害拠点病院等医療機関一覧					
◇ 基幹災害拠点病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail	
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	629	055-253-7111 9-210- 090-3097-5008	055-253-8011	chubyo@pref.yamanashi.jp	
◇ 基幹災害支援病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail	
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578	055-273-1111 9-220-1-081 080-1234-8935	055-273-7108 9-220-2-081	kanrika- bousai@yamanashi.ac.jp	
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224	0555-72-2222 9-220-1-082 090-3235-7266	0555-73-1385 9-220-2-082	rchfuji@mfi.or.jp	
◇ 地域災害拠点病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 (防災電話)	FAX	E-mail	
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856	055-220-2650 9-220-2-083	byoinssm@city.kofu.lg.jp
		145	055-284-7711 9-220-1-088 080-2257-9543	055-284-7721 9-220-2-088	saigai@shiranetoku.jp
峡 東	山梨厚生病院 山梨市落合860	293	0553-23-1311 9-220-1-084 080-8437-6877	0553-22-1000 9-220-2-084	kikaku@kousei.jp
		150	055-262-2185 9-220-1-085 090-4071-6256	055-262-5985 9-220-2-085	fuefukihp@fch.or.jp
峡 南	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	145	055-284-7711 9-220-1-088 080-2584-6525	055-284-7721 9-220-2-088	shirane@shiranetoku.jp
		137	0551-22-1221 9-220-1-087 090-1439-7573	0551-22-9731 9-220-2-087	hospital@city.nirasaki.lg.jp
富 士 ・ 東 部	山梨厚生病院 山梨市落合860	293	0553-23-1311 9-220-1-084 080-8437-6877	0553-22-1000 9-220-2-084	kikaku@kosei.jp
		154	0556-22-3135 9-220-1-086 080-2599-2873	0556-22-3884 9-220-2-086	fk@kyonan-mc.jp
富 士 ・ 東 部	富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田6530	256	0555-22-4111 9-220-1-089 090-1667-1376	0555-22-6995 9-220-2-089	byoin@city.fuijyoshida.lg.jp
		144	0554-22-1251 9-220-1-090 080-8437-4885	0554-22-3765 9-220-2-090	iji-hp@city.otsuki.lg.jp

※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

■ 災害拠点病院等医療機関一覧					
◇ 基幹災害拠点病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail	
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	622	055-253-7111 9-210-2020 090-4593-5230	055-253-8011	chubyo @ych.pref.yamanashi.jp	
◇ 基幹災害支援病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail	
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	578	055-273-1111 9-220-1-081 090-3067-2278	055-273-6750 9-220-2-081	kanrika- bousai@yamanashi.ac.jp	
山梨赤十字病院 富士河口湖町船津6663-1	224	0555-72-2222 9-220-1-082 090-3235-7266	0555-73-1385 9-220-2-082	rchfuji@mfi.or.jp	
◇ 地域災害拠点病院					
病院名等	一般病床数(床)	電話 防災電話 衛星携帯電話	FAX	E-mail	
甲 府	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055-244-1111 9-220-1-083 080-8762-8856	055-220-2650 9-220-2-083	byoinssm@city.kofu.lg.jp
		中 北	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	199	055-284-7711 9-220-1-088 080-2584-6525
峡 東	山梨厚生病院 山梨市落合860			293	0553-23-1311 9-220-1-084 080-8437-6877
		峡 南	白根徳洲会病院 南アルプス市西野2294-2	137	0551-22-1221 9-220-1-087 090-1439-7573
富 士 ・ 東 部	山梨厚生病院 山梨市落合860			150	055-262-2185 9-220-1-085 090-4071-6256
		富 士 ・ 東 部	山梨厚生病院 山梨市落合860	154	0556-22-3135 9-220-1-086 080-2599-2873
富 士 ・ 東 部	富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田東7-11-1			254	0555-22-4111 9-220-1-089 090-1667-1376
		富 士 ・ 東 部	大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	88	0554-22-1251 9-220-1-090 080-8437-4885
富 士 ・ 東 部	都留市立病院 都留市つる5-1-55			140	0554-45-1811 080-2584-6518

※ この他、地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

医務課修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

183

◇ 地域災害支援病院

病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
中 北	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35 055-253-6131 8816-5146-4589	055-251-5597
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31 055-252-8831 080-8764-5720	055-253-4735
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1 055-226-3131	055-226-9715
	武川病院	昭和田飯喰1277 055-275-7311 080-8764-8644	055-275-4562
	真川整形外科病院	甲府市新田町10-26 055-228-6381	055-228-6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440 055-279-0222 080-2584-6517	055-279-3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150 055-279-0111 080-8764-8643	055-279-3912
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287 055-279-1155 080-8764-8640	055-279-1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255 055-282-1455 080-8764-5718	055-284-3877
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340 055-283-3131 090-4841-7520	055-282-5614
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750 055-282-1107 080-8764-8645	055-282-1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773 0551-42-2221 080-2584-6519	055-142-2992
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954 0551-32-3221 080-2584-6522	0551-32-7191
	韮崎相互病院	韮崎市本町1-16-2 0551-22-2521 080-2584-6526	0551-23-0477
	峡 東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309 0553-22-2511 080-2584-2511
塩山市民病院		甲州市塩山西広門田433-1 0553-32-5111 870-7722-83974	0553-32-5115
甲州市立勝沼病院		甲州市勝沼町勝沼950 0553-44-1166 870-7722-88082	0553-44-2906
山梨市立牧丘病院		山梨市牧丘町窪平302-2 0553-35-2025 870-7722-86790	0553-35-4434
富士温泉病院		笛吹市春日居町小松1177 0553-26-3331	0553-26-3574
甲州リハビリテーション病院		笛吹市石和町四日市場2031 055-262-3121 080-8764-8638	055-262-3727
石和温泉病院		笛吹市石和町八田330-5 055-263-0111 080-8764-8638	055-263-0260
石和共立病院		笛吹市石和町広瀬623 055-263-3131 080-2584-6524	055-263-3136
一宮温泉病院		笛吹市一宮町坪井1745 0553-47-3131 080-8808-0963	0553-47-3434
市川三郷病院		市川三郷町市川大門428-1 055-272-3000	055-272-0937
峡 南	組合立飯富病院	身延町飯富1628 0556-42-2322 080-2584-6528	0556-42-3481
	身延山病院	身延町梅平2483 0556-62-1061 080-2584-6529	0556-62-1306
	峡南病院	富士川町鯉沢1806 0556-22-4411 080-2584-6530	0556-22-6553
	しもべ病院	身延町下部1063 0556-36-1111 080-8764-8646	0556-36-1556
	上野原市立病院	上野原市上野原3195 0554-62-5121 080-2584-6520	0554-63-2469
富士 東 部	都留市立病院	都留市つる5-1-55 0554-45-1811 080-2584-6518	0554-45-2467

◇ 地域災害支援病院

病院名等		電話 衛星携帯電話	FAX
甲 府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	甲府市天神町11-35 055-253-6131 8816-5146-4589	055-251-5597
	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	甲府市朝日3-8-31 055-252-8831 080-8764-5720	055-253-4735
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1 055-226-3131	055-226-9715
	真川整形外科病院	甲府市新田町10-26 055-228-6381 080-8764-8650	055-228-6550
中 北	武川病院	昭和田飯喰1227 055-275-7311 080-8764-8644	055-275-4562
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440 055-279-0222 080-2584-6517	055-279-3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150 055-279-0111 080-8764-8643	055-279-3912
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287 055-279-1155 080-8764-8640	055-279-1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255 055-282-1455 080-8764-5718	055-284-3877
	巨摩共立病院	南アルプス市桃園340 055-283-3131 090-4841-7520	055-282-5614
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750 055-282-1107 080-8764-8645	055-282-1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773 0551-42-2221 080-2584-6519	0551-42-2992
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954 0551-32-3221 080-2584-6522	0551-32-7191
	恵信韮崎相互病院	韮崎市一ツ谷1865-1 0551-22-2521 080-2584-6526	0551-23-1838
峡 東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309 0553-22-2511 080-2584-2511	0553-23-1872
	塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1 0553-32-5111 870-7722-83974	0553-32-5115
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950 0553-44-1166 870-7722-88082	0553-44-2906
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2 0553-35-2025 870-7722-86790	0553-35-4434
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177 0553-26-3331	0553-26-3574
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031 055-262-3121 080-8764-8638	055-262-3727
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5 055-263-0111 080-8764-8638	055-263-0260
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623 055-263-3131 080-2584-6524	055-263-3136
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745 0553-47-3131 080-8808-0963	0553-47-3434
	市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1 055-272-3000	055-272-0937
峡 南	飯富病院	身延町飯富1628 0556-42-2322 080-2584-6529	0556-42-3481
	身延山病院	身延町梅平2483 0556-62-1061 080-2584-6529	0556-62-1306
	峡南病院	富士川町鯉沢1806 0556-22-4411 080-2584-6530	0556-22-6553
	しもべ病院	身延町下部1063 0556-36-1111 080-8764-8646	0556-36-1556
	上野原市立病院	上野原市上野原3195 0554-62-5121 080-2584-6520	0554-63-2469

医務課
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
192	<p>第12節 廃棄物処理対策</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) <u>処理体制</u></p> <p><u>災害廃棄物は一般廃棄物とされており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、一般廃棄物は市町村が処理責任を負っていることから、処理の主体は市町村が基本となる。</u></p> <p><u>県は、「山梨県災害廃棄物処理計画」に基づき、市町村間及び他都道府県との広域支援体制の確立を図るとともに、市町村がその責務を十分果たせるよう必要な助言・支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>基本的な処理方針</u></p> <p><u>災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。</u></p> <p><u>また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限りすみやかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。</u></p>	<p>第12節 廃棄物処理対策</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) <u>災害廃棄物処理の考え方</u></p> <p><u>・県及び市町村は、災害時に発生する災害廃棄物処理における基本方針を災害廃棄物処理計画として平時から定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることとする。</u></p> <p><u>・災害発生時は、災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により、災害廃棄物を処理する。</u></p> <p>① <u>災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となることを基本とする。</u></p> <p><u>県は、市町村間及び他都道府県との広域支援体制の確立を図るとともに、市町村がその責務を十分果たせるよう、必要な助言・支援を行う。</u></p> <p>② <u>災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。</u></p> <p>③ <u>早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年(水害の場合は2年)で災害廃棄物の処理を終えることとする。</u></p> <p><u>※ 県内の既存廃棄物処理施設を最大限活用しても目標処理期間内に処理することができないことが予想される場合、又は、公衆衛生の観点から緊急的な処理が必要な場合は、環境省に対して県域を越えた広域的な支援要請を行うとともに、仮設処理施設の設置等を行うことを検討する。</u></p> <p>(2) <u>時期区分の考え方</u></p> <p><u>・山梨県災害廃棄物処理計画では、県並びに市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という。)が実施する災害廃棄物対策を平時、初動準備対応、初動対応、応急対応及び復旧・復興の5つの時系列で整理する。(時期区分の考え方は図1.1のとおり。)</u></p>	<p>環境整備 課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

193	<p>(3) <u>国、県及び市町村の役割</u></p> <p><u>災害時に迅速かつ円滑に災害廃棄物の処理を進めるためには、国、県及び市町村の役割の明確化が必要であり、想定される主な役割は表 1.1 のとおりである。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、あらかじめ、平常時、応急対応時、復旧・復興時における処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に備える。</u></p>	<div data-bbox="1108 231 2004 662"> <p>平時 : 災害の発生に備える期間 初動準備対応 : 災害の発生が見える場合（風水害等）において初動対応を準備する期間 初動対応 : 人命救助が優先される期間 応急対応 : 避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する期間 復旧・復興 : 災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 ※発災後の期間は目安であり、災害規模や内容によって異なる</p> </div> <p style="text-align: center;">図1.1 時期区分の考え方</p> <p>(3) <u>県及び市町村の役割</u></p> <p><u>・災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容を図1.2に、各主体の役割分担を表1.1に示す。</u></p>	環境整備 課修正
		<p style="text-align: center;">- 74 -</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

193 表 1.1 各主体の主な役割分担

	平常時（災害予防）	応急対応時	復旧・復興時
国	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体に対する助言・指導その他支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県からの被害情報、災害廃棄物の発生見込量の把握 ○被災自治体の要請に応じた広域的な協力体制の確保 ○マスタープランの作成（緊急災害対策本部設置時） 	<ul style="list-style-type: none"> ○県からの情報確認、支援ニーズの把握 ○広域的な協力体制の継続、廃棄物処理に係る財政支援等
県	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な相互協力体制の整備 ○災害支援協定の締結 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○職員の教育訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計、国への報告 ○広域的な協力体制の確保 ○国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 ○処理体制に関する助言・支援 ○実行計画の作成支援 ○処理の進捗状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 ○処理施設の復旧状況の確認 ○処理体制に関する助言・支援 ○処理の進捗状況の把握
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○災害支援協定の締結 ○廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○処理スケジュール及び処理フローの検討 ○仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 ○収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の被害状況の把握、県への報告 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ○関係団体等への協力・支援要請 ○処理スケジュール及び処理フローの決定 ○災害廃棄物の処理 ○実行計画の作成 ○処理の進捗状況の管 	<ul style="list-style-type: none"> ○実行計画の実施及び見直し ○関係団体との連携 ○処理施設の復旧 ○処理の進捗状況の管理

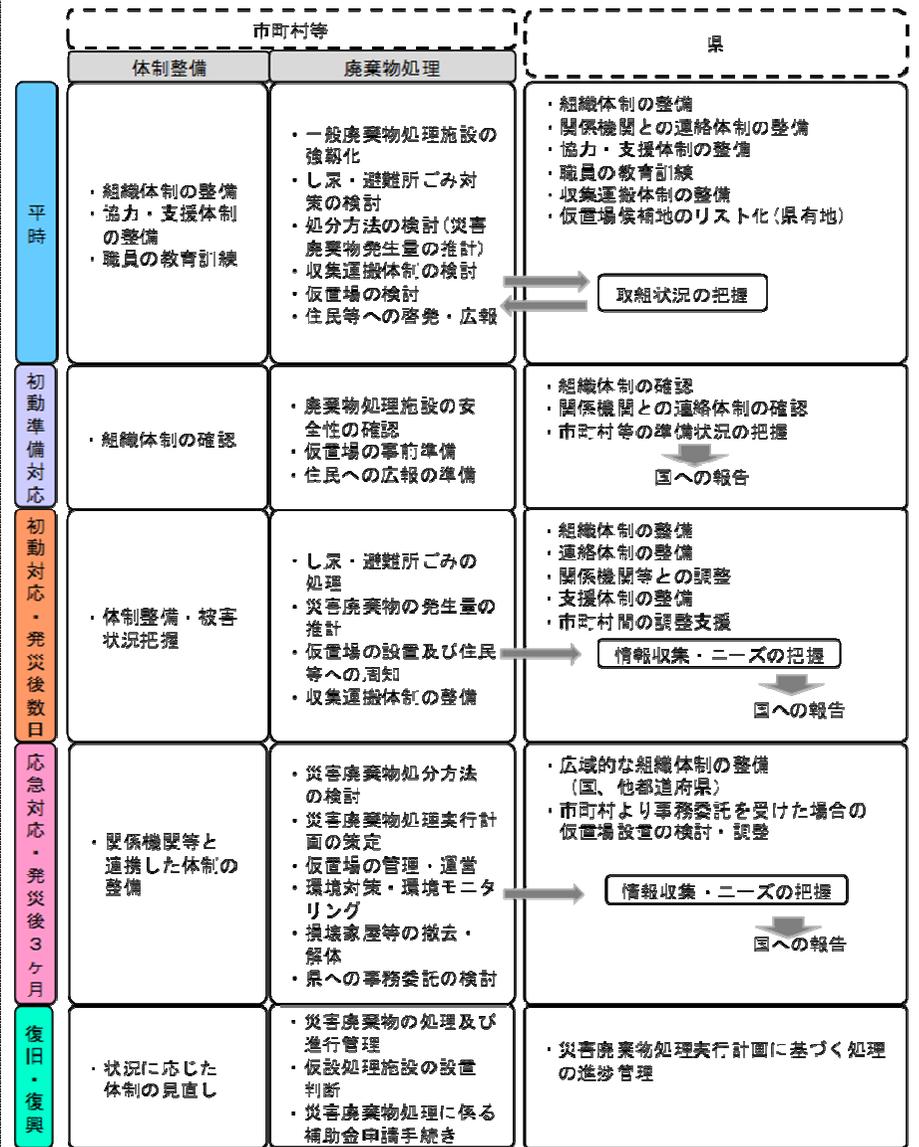


図1.2 各主体の行動内容

環境整備
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

194

(4)対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月環境省「以下、指針」という。)に規定するもの(表 1.2.1、表 1.2.2)をいう。

表 1.2.1 災害により発生する廃棄物

種類	内容
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ポンベ類、ピアノ、マットレス等

表 1.1 災害廃棄物処理における役割分担

●市町村等の役割
・災害廃棄物は一般廃棄物であるため、主体となり処理を実施
●県の役割
・被災市町村等に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
・県内における処理全体の進捗管理
・市町村単独での処理が困難な場合、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

(4)対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及び災害廃棄物とする。(詳細な区分は表 1.2 及び表 1.3 のとおり。)

表 1.2 災害時に発生する廃棄物

種類	内容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ(容器包装ごみ、ダンボールなど)
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害廃棄物	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となった「片づけごみ」と損壊家屋の撤去等に伴い排出される「解体廃棄物」

出典:「災害廃棄物対策指針」

表 1.3 災害廃棄物の種類

種類	内容
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの

環境整備
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

194	<p>表 1.2.2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所ごみ</td> <td>避難所から排出される生活ごみ等</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>仮設便所等からの汲取りし尿</td> </tr> <tr> <td>生活ごみ</td> <td>家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等	し尿	仮設便所等からの汲取りし尿	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">不燃物/不燃系混合物</td> <td>分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら等</td> <td>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>鉄骨や鉄筋、アルミ材等</td> </tr> <tr> <td>廃家電</td> <td>被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。</td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの</td> </tr> <tr> <td>腐敗性廃棄物</td> <td>被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など</td> </tr> <tr> <td>有害廃棄物/危険物</td> <td>石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等</td> </tr> <tr> <td>廃自動車等</td> <td>自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※ リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※ 処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。</td> </tr> <tr> <td>その他適正処理困難物</td> <td>ピアノ、マットレス、石こうボード等</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">出典:「災害廃棄物対策指針」</p>	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	廃家電	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。	小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※ リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※ 処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。	その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボード等	環境整備 課修正
種類	内容																												
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等																												
し尿	仮設便所等からの汲取りし尿																												
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ																												
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物																												
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等																												
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等																												
廃家電	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※ リサイクル可能なものは家電リサイクル法により再資源化する。																												
小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの																												
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など																												
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類等の有害物質、医薬品類及び農薬類の有害廃棄物、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等																												
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 ※ リサイクル可能なものは自動車リサイクル法により再資源化を行う。 ※ 処理するためには所有者の意思確認が必要となるため、警察等と協議する。																												
その他適正処理困難物	ピアノ、マットレス、石こうボード等																												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

194 2 平常時の対応
 (1) 組織体制の整備
県災害対策本部における災害廃棄物に係る組織及び分掌事務は次のとおりであり、関係機関等との関連を図 2.1 に示す。
 ア 統括部 建築物・廃棄物対策班(以下「廃棄物対策班」という。)
 ・分掌事務: 国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること
 イ 森林環境部 環境整備班(以下「環境整備班」という。)
 ・分掌事務: 廃棄物処理対策に関すること

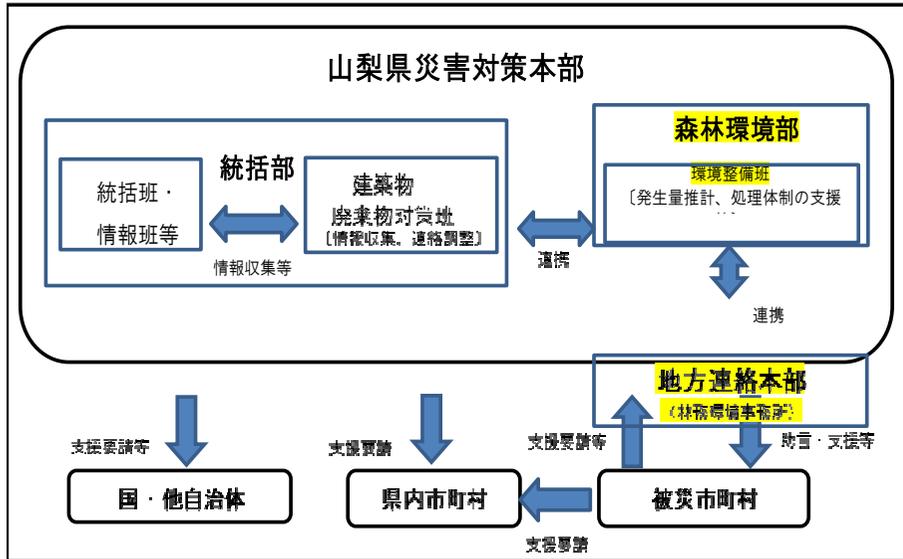


図 2.1 組織体制概要図

(2) 協力・支援体制の整備
災害廃棄物の処理について、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えた処理も想定されるため、 広域的な相互協力体制についても充実

2 平時の廃棄物処理対策
 (1) 組織体制の整備
 ・県は、発災時には、山梨県地域防災計画で定める県災害対策本部にて、次の体制を整備し災害廃棄物処理に係る事務を行う。
 ① 統括部 建築物・廃棄物対策班
国、市町村及び災害対策本部内の情報収集・連絡調整に関すること
 ② 環境・エネルギー部 環境整備班
廃棄物処理対策に関すること
 ③ 地方連絡本部 林務環境事務所
管内における廃棄物処理対策に関すること

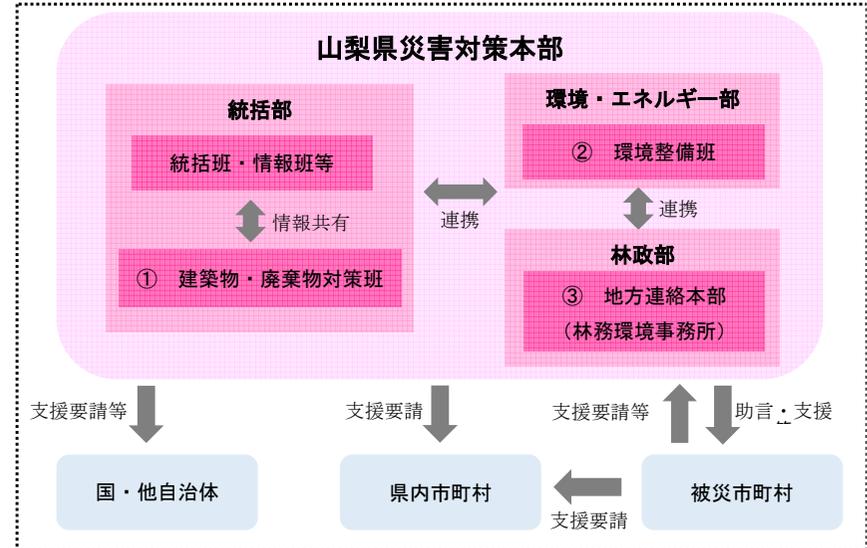


図 2.1 山梨県災害対策本部組織体制関連図(災害廃棄物関連)

(2) 協力・支援体制の整備
 ・県及び市町村は、災害廃棄物の処理について、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えた処理も想定されるため、 平時のうちから広域的な相互協力体制についても充実

環境整備
課修正

195

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

195

を図る。

ア 県内における協力・支援体制

県は、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村の災害廃棄物処理体制の整備に有用な情報を適宜市町村に提供する。

市町村は、近隣をはじめとする市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

イ 広域的な相互協力体制

県は、県域を越えた広域体制については、関東地方知事会、全国都道府県及び中央日本四県などの災害時の相互応援協定に加え、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の取り組みに基づき、広域的な協力・支援体制の整備に努める。

ウ 協定締結団体との協力体制

災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、県と関係団体間で協定を締結しており、その内容は図 2.2 のとおりである。

を図る。

ア 県内における協力・支援体制

市町村は、平時から、近隣市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

県は、平時から、市町村の災害廃棄物処理計画の内容を把握し、県の災害廃棄物処理計画と整合が図られるよう助言・支援するとともに、市町村の災害廃棄物処理体制の整備に有用な情報を適宜市町村に提供する。

イ 民間事業者との協力体制

県及び市町村は、発災時のスムーズな災害廃棄物処理に繋げるため、平時から民間事業者団体等と協定を締結し、協力体制を整備する。現在、県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について、関係団体間と締結している協定における協力体制を図2.2に示す。

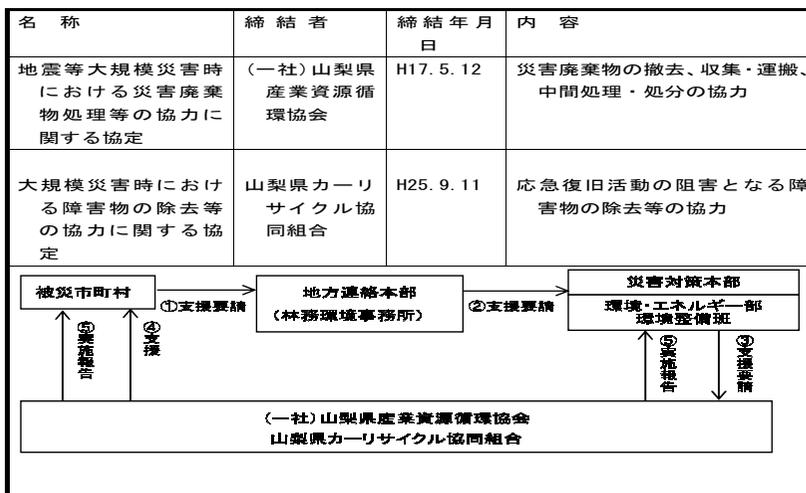


図2.2 協定締結団体との協力体制

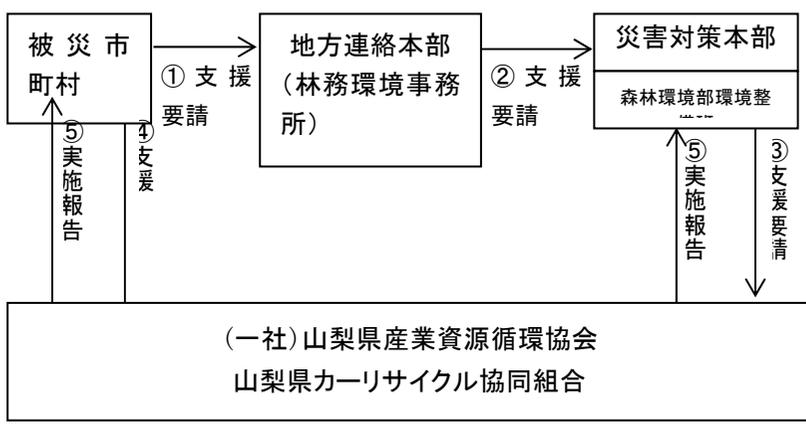
ウ 広域的な相互協力体制

- ・市町村は、平時から県域を越えた広域的な支援要請の流れを把握し整理する。
- ・また、被災時に他自治体から人的・物的支援を受ける場合の体制を検討す

環境整備
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

195	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">締結者</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定</td> <td>(一社)山梨県産業資源循環協会</td> <td>H17.5.12</td> <td>災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力</td> </tr> <tr> <td>大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定</td> <td>山梨県カーリサイクル協同組合</td> <td>H25.9.11</td> <td>応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">(一社)山梨県産業資源循環協会 山梨県カーリサイクル協同組合</p>	名称	締結者	締結年月日	内容	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)山梨県産業資源循環協会	H17.5.12	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力	大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	山梨県カーリサイクル協同組合	H25.9.11	応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力	<p>る。</p> <p><u>・県は、広域的な支援体制について、平時から次の組織との連携を行い、発災時の体制確保に努める。</u></p> <p><u>・大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会</u></p> <p><u>・災害廃棄物処理支援ネットワーク(「D.Waste-Net」)</u></p> <p><u>・災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク制度)</u></p> <p><u>・関東地方知事会及び全国知事会</u></p> <p><u>・中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定</u></p>	環境整備 課修正
名称	締結者	締結年月日	内容												
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(一社)山梨県産業資源循環協会	H17.5.12	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力												
大規模災害時における障害物の除去等の協力に関する協定	山梨県カーリサイクル協同組合	H25.9.11	応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力												
196	<p>(3)一般廃棄物処理施設の災害予防</p> <p>市町村等は、<u>地震等大規模災害に強い廃棄物処理施設とするため、既存の施設については、耐震診断を実施するとともに、耐震性能の向上、不燃堅牢化、浸水対策を図り、新設の場合は、災害対策に配慮した施設づくり</u></p>	<p>(3)一般廃棄物処理施設の強靱化等</p> <p>・市町村等は、<u>一般廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の強靱性の確保や補修体制整備を実施する。</u></p>													

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
196	<p><u>に努める。</u> <u>また、廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、点検や修復に備え、プラントメーカー等との協力体制を確保する。</u></p> <p>(4)<u>処理体制の整備</u> <u>市町村は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ、次の事項について検討し、把握に努める。</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計</u> <u>地域防災計画における被害想定に応じた発生量及び自区内処理可能量を推計する。</u> <u>県における災害廃棄物発生量の推計方法については、表 2.1.1～表 2.1.3 のとおりとし、各市町村は、これを参考にあらかじめ推計方法を定める。</u></p>	<p>・<u>また、平時から一般廃棄物処理に係る災害時のBCP(事業継続計画)を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、再稼働に係るマニュアルの作成に努める。</u></p> <p>(4)<u>災害廃棄物発生量の推計</u> <u>市町村は、次の事項を踏まえ、次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法(地震は表2.1、水害は表2.2)を基に災害廃棄物発生量を把握し、処分方法を検討する。</u></p>	<p>環境整備 課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

196

表 2.1.1 災害廃棄物(避難所ごみ、し尿を除く)発生量の推計方法

発生量 (t)	被害棟数 (棟) × 平均床面積 (m ² /棟) × 発生原単位 (t/m ²) × 係数 ※ 被害区分: 全壊、半壊、焼失 (木造・非木造)				
種類別発生量	災害廃棄物発生量 (t) × 災害廃棄物等の種類別割合				
平均床面積	全壊	木造: 127m ² /棟	RC造: 1,454m ² /棟		
	半壊	S造: 281m ² /棟	その他: 102m ² /棟		
発生原単位	全壊	木造: 0.696 t/m ²	RC造: 1.107 t/m ²		
	半壊	S造: 0.712 t/m ²	その他: 0.838 t/m ²		
係数	全壊	1			
	半壊	0.2			
種類別割合	全壊	100%			
	半壊	0%			
発生原単位	全壊	木造: 0.696 t/m ²	RC造: 1.107 t/m ²		
	半壊	S造: 0.712 t/m ²	その他: 0.838 t/m ²		
	焼失	木造: 0.696 t/m ²	非木造: 0.805 t/m ²		
	係数	全壊	1		
		半壊	0.2		
	種類別割合	全壊	100%		
半壊		0%			
焼失		木造: 0.66	非木造: 0.84		
種類別割合		項目	全壊、半壊	火災 (木造)	火災 (非木造)
		可燃物 (%)	18	0.1	0.1
		不燃物 (%)	18	65	20
	コンクリートがら (%)	52	31	76	
	金属くず (%)	6.6	4	4	
	柱角材 (%)	5.4	0	0	

平均床面積:「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位:「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」(平成9年3月 兵庫県)による

係数:「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

種類別割合:「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想

表2.1 災害廃棄物の発生量の推計方法【地震】

発生量 (t)	被害棟数 (棟) × ①平均床面積 (m ² /棟) × ②発生原単位 (t/m ²) × ③係数 【被害区分: 全壊、半壊、焼失 (木造・非木造)】				
種類別発生量	災害廃棄物発生量 (t) × ④災害廃棄物等の種類別割合				
①平均床面積	全壊	木造: 127m ² /棟	RC造: 1,454m ² /棟		
	半壊	S造: 281m ² /棟	その他: 102m ² /棟		
	焼失	木造: 127m ² /棟	非木造: 322m ² /棟		
②発生原単位	全壊	木造: 0.696 t/m ²	RC造: 1.107 t/m ²		
	半壊	S造: 0.712 t/m ²	その他: 0.838 t/m ²		
	焼失	木造: 0.696 t/m ²	非木造: 0.805 t/m ²		
③係数	全壊	1			
	半壊	0.2			
④種類別割合	全壊	100%			
	半壊	0%			
発生原単位	全壊	木造: 0.696 t/m ²	RC造: 1.107 t/m ²		
	半壊	S造: 0.712 t/m ²	その他: 0.838 t/m ²		
	焼失	木造: 0.696 t/m ²	非木造: 0.805 t/m ²		
	③係数	全壊	1		
		半壊	0.2		
	④種類別割合	項目	全壊、半壊	火災 (木造)	火災 (非木造)
可燃物 (%)		18	0.1	0.1	
不燃物 (%)		18	65	20	
コンクリートがら (%)		52	31	76	
金属くず (%)		6.6	4	4	
柱角材 (%)		5.4	0	0	

○平均床面積:「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出

○発生原単位:「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」(平成9年3月 兵庫県)による

○係数:「災害廃棄物対策指針 技術資料」による

○種類別割合:「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定(東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合)による

○焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2(県内の建物のおおよその構造別割合)

環境整備
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

197	<p>定(東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合)による焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2(県内の建物のおおよその構造別割合)として算出する。</p> <p><u>表 2.1.2 災害廃棄物(避難所ごみ)発生量の推計方法</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難ごみ発生量</td> <td>避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)</td> </tr> <tr> <td>収集実績に基づいた発生原単位</td> <td>「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる</td> </tr> </table> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <p style="text-align: center; color: red;">算出式:「災害廃棄物対策指針 技術指針」による</p>	避難ごみ発生量	避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)	収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる	<p style="text-align: center; color: red;">として算出する。</p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>表2.2 水害による災害廃棄物の発生量の推計に用いる発生原単位</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="color: red;">損壊種別</th> <th style="color: red;">発生原単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">全 壊</td> <td style="color: red;">117トン/棟</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">半 壊</td> <td style="color: red;">23トン/棟</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">床上浸水</td> <td style="color: red;">4.6トン/世帯</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">床下浸水</td> <td style="color: red;">0.62トン/世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">出典:災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-2</p>	損壊種別	発生原単位	全 壊	117トン/棟	半 壊	23トン/棟	床上浸水	4.6トン/世帯	床下浸水	0.62トン/世帯	<p>環境整備 課修正</p>
避難ごみ発生量	避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)																
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる																
損壊種別	発生原単位																
全 壊	117トン/棟																
半 壊	23トン/棟																
床上浸水	4.6トン/世帯																
床下浸水	0.62トン/世帯																

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

197

表 2.1.3 災害廃棄物(し尿)収集必要量の推計方法

環境整備
課修正

し尿収集必要量(L)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口 ⑤断水による仮設トイレ必要人数	汲取人口-避難者数×(汲取人口/総人口)	
	汲取人口	⑥計画収集人口
	〔水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)
	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率	地震による上水道の被害率
	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

算出式:「災害廃棄物対策指針 技術指針」による

1日1人平均排出量:「災害廃棄物対策指針 技術指針」による

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
198	<p><u>イ 仮置場</u> <u>想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>ウ 処理スケジュール・処理フロー</u> <u>災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。</u> <u>また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(5)し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理 <u>・市町村は、災害廃棄物処理だけでなく、し尿や避難所ごみ、生活ごみの処理が継続的かつ確実に実施されるよう、次の表2. 3及び表2. 4に示す推計方法により発生量を把握し、し尿や避難所ごみ等の処理を事前に検討する。</u></p>	<p>環境整備 課修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

環境整備
課修正

表2.3 災害廃棄物(し尿)収集必要量の推計方法

し尿収集必要量 (L)	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量								
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数-④非水洗区域し尿収集人口								
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日								
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数-⑤断水による仮設トイレ必要人数								
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口-避難者数×(汲取人口/総人口)								
⑤断水による仮設トイレ必要人数	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">〔水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)〕× 上水道支障率×1.2</td> </tr> <tr> <td>⑦水洗化人口</td> <td>平時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)</td> </tr> <tr> <td>⑧総人口</td> <td>水洗化人口+非水洗化人口</td> </tr> <tr> <td>上水道支障率</td> <td>地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯の約1/2の住民と仮定</td> </tr> </table>	〔水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)〕× 上水道支障率×1.2		⑦水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口	上水道支障率	地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯の約1/2の住民と仮定
〔水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)〕× 上水道支障率×1.2									
⑦水洗化人口	平時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)								
⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口								
上水道支障率	地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯の約1/2の住民と仮定								
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の山梨県の直近年度の値を用いる								
⑦水洗化人口									
⑧総人口									

出典:「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」

表2.4 災害廃棄物(避難所ごみ)発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数(人)×収集実績に基づいた発生原単位(g/人・日)
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)の過去10年間の山梨県1人1日当たりに家庭から排出する生活ごみの量(※)の平均値(※※)を

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p>用いる。 <u>※ 生活ごみの量=家庭系ごみ搬入量/人口/日数</u> <u>※※ 平均値=681g/人・日(H21~H30)</u></p> <p>出典:「災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料14-3」 「災害廃棄物処理行政事務の手引き」</p> <p>(6)収集運搬体制の整備</p> <p>・市町村は、平時から収集運搬体制整備に必要な次の表2.5に掲げる項目を事前に整理する。</p> <p>表2.5 収集運搬体制整備に係る事前検討項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 694 1339 734">項目</th> <th data-bbox="1339 694 2027 734">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 734 1339 853"><u>優先的に回収する災害廃棄物の種類</u></td> <td data-bbox="1339 734 2027 853"><u>生活ごみ(生ごみ等の腐敗性廃棄物)や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 853 1339 973"><u>収集運搬方法</u></td> <td data-bbox="1339 853 2027 973"><u>生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。</u> <u>また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 973 1339 1157"><u>収集ルート</u></td> <td data-bbox="1339 973 2027 1157"><u>地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。</u> <u>また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1157 1339 1197"><u>資機材</u></td> <td data-bbox="1339 1157 2027 1197"><u>収集運搬車両、重機(燃料を含む)の確保を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1197 1339 1356"><u>連絡体制</u></td> <td data-bbox="1339 1197 2027 1356"><u>一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考:「災害廃棄物対策指針」</p>	項目	内容	<u>優先的に回収する災害廃棄物の種類</u>	<u>生活ごみ(生ごみ等の腐敗性廃棄物)や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。</u>	<u>収集運搬方法</u>	<u>生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。</u> <u>また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。</u>	<u>収集ルート</u>	<u>地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。</u> <u>また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。</u>	<u>資機材</u>	<u>収集運搬車両、重機(燃料を含む)の確保を行う。</u>	<u>連絡体制</u>	<u>一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。</u>	環境整備 課修正
項目	内容														
<u>優先的に回収する災害廃棄物の種類</u>	<u>生活ごみ(生ごみ等の腐敗性廃棄物)や有害廃棄物・危険物等を優先的に回収する。</u>														
<u>収集運搬方法</u>	<u>生活ごみ、避難所ごみなど、種類ごとの車両の選定の実施をする。</u> <u>また、片づけごみの回収戦略を事前に想定しておく。</u>														
<u>収集ルート</u>	<u>地域住民への生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。</u> <u>また、水害を想定し、洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討しておく。</u>														
<u>資機材</u>	<u>収集運搬車両、重機(燃料を含む)の確保を行う。</u>														
<u>連絡体制</u>	<u>一般廃棄物収集運搬事業者と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、一般廃棄物収集運搬業者等が所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく等により体制の整備に努める。</u>														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

198

廃棄物対策班は、統括本部情報班を通じて、被災市町村から建物被害(全壊、半壊等の棟数)や避難所の開設状況、避難者数等の情報を収集する。

②廃棄物処理施設の被災状況

環境整備班は、被災市町村や廃棄物処理業者から廃棄物処理施設の被災状況等に関する情報を収集する。

③協定による協定締結団体の状況確認

環境整備班は、協定締結団体に連絡体制を確認する。

環境整備
課修正

199

表 3.1 収集する情報の内容

a 建築物・廃棄物対策班			
収集先	情報の内容	情報収集の流れ	目的
被災市町村	物的被害（全壊、半壊） 避難所開設状況、避難者数	被災市町村⇒情報班 ⇒建築物・廃棄物 対策班⇒環境整備 班	災害廃棄物排 出量の推 計、 国への報告
b 環境整備班			
収集先	情報の内容	情報収集の流れ	目的
被災市町村 等	一般廃棄物処理施設の被害状 況	被災市町村等⇔林務環 境事務所⇒環境整備 班⇔建築物・廃棄物 対策班	処理体制整備 の支援
	稼働可能な処理能力 災害廃棄物の処理状況		処理状況の進 捗状況把握
処理業者	一般廃棄物処理施設の被害状 況 産業廃棄物処理施設の被害状 況 稼働可能な処理能力	処理業者⇔林務環境事 務所⇔環境整備班⇔ 建築物・廃棄物対策 班	処理体制整備 の支援
協定締結団 体	連絡体制の確認	関係団体⇔環境整備班 ⇔建築物・廃棄物対 策班	処理体制整備 の支援

※aとbは、状況の変化に応じ相互に情報の共有を図る。
処理業者から情報を収集する廃棄物処理施設は次のとおりとする。
①廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設のうち次に

該当するもの

選別施設、破碎施設、焼却施設

②廃棄物処理法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設のうち次に該当するもの

破碎施設（施行令第7条第7号、第8の2号で定めるもの）、焼却施設

（施行令第7条

第8号、第13の2号で定めるもの）

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

199	<p><u>ウ 災害廃棄物発生量の推計及び国への報告</u> <u>環境整備班は、建物の被害状況や避難所への避難者数から災害廃棄物発生量や避難所ごみの発生量等を推計し、処理施設の被害状況等と併せ、廃棄物対策班及び国(環境省)に報告する。</u></p> <p><u>エ 被災市町村の支援、関係機関等の調整</u> <u>環境整備班は、災害廃棄物の処理の進捗状況を把握し、被災市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・助言を行う。</u> <u>また、廃棄物対策班及び環境整備班は、必要に応じ、広域的な協力体制の確保、周辺市町村・国・民間事業者との連絡調整等を行う。</u></p>		環境整備 課修正																											
200	<p>(2)市町村の応急対応</p> <p><u>ア 組織体制の確立</u> <u>平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>イ 被災状況等の情報収集</u> <u>災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、災害発生直後から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を把握し、県に報告する。</u></p> <p><u>ウ 協力・支援の要請</u> <u>被害が甚大で自区内での処理が不可能なときは、被災市町村を管轄する県林務環境事務所を通じ、協力・支援を求める。</u></p> <p><u>エ 災害廃棄物処理実行計画の作成</u> <u>平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。</u></p> <p><u>オ 災害廃棄物の処理</u></p> <p><u>① 収集運搬</u> <u>道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルートなどを踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。</u></p> <p><u>② 仮置場</u></p>	<p>(2)被害状況等の情報収集 <u>被災市町村等は、被害状況の把握を行うため、次の表3.2の情報を関係者から収集し、随時、県へ報告する。</u></p> <p>表3.2 発災直後に収集する情報一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">N</th> <th style="width: 70%;">情報内容</th> <th style="width: 25%;">情報収集先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">◆被災状況</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>庁舎、一般廃棄物処理施設(焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場)の被害状況</td> <td>市町村庁舎管理部門 一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況</td> <td>市町村庁舎管理部門 一部事務組合</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数</td> <td>市町村防災部門</td> </tr> <tr> <td colspan="3">◆収集運搬体制に関する情報</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>道路その他通行に要する橋梁等の被害状況</td> <td>市町村建設部門</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>収集運搬車両・機材の被害状況</td> <td>一部事務組合、委託業者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">◆発生量を推計するための情報</td> </tr> </tbody> </table>	N	情報内容	情報収集先	◆被災状況			①	庁舎、一般廃棄物処理施設(焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場)の被害状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合	②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合	③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	市町村防災部門	◆収集運搬体制に関する情報			④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	市町村建設部門	⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	一部事務組合、委託業者	◆発生量を推計するための情報			
N	情報内容	情報収集先																												
◆被災状況																														
①	庁舎、一般廃棄物処理施設(焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場)の被害状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合																												
②	①の各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況	市町村庁舎管理部門 一部事務組合																												
③	避難所数、避難者数及び仮設トイレの必要数	市町村防災部門																												
◆収集運搬体制に関する情報																														
④	道路その他通行に要する橋梁等の被害状況	市町村建設部門																												
⑤	収集運搬車両・機材の被害状況	一部事務組合、委託業者																												
◆発生量を推計するための情報																														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由				
200	<p>被害状況を反映した発生推計量をもとに必要面積の見直しを行い、効率的な受け入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。</p> <p>③ 分別・処理・再資源化</p> <p>廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。</p> <p>カ 環境対策、モニタリング</p> <p>地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う</p>	<table border="1" data-bbox="1108 213 2031 360"> <tr> <td data-bbox="1108 213 1727 308">⑥ 全半壊の損壊家屋数と撤去(必要に応じて解体)を要する損壊家屋数</td> <td data-bbox="1727 213 2031 308">市町村防災部門</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 308 1727 360">⑦ 水害の浸水範囲(床上、床下戸数)</td> <td data-bbox="1727 308 2031 360">市町村防災部門</td> </tr> </table> <p>・県は、被害状況の把握のため、市町村等から情報収集を行う。</p> <p>・また、県との協定締結団体への連絡体制の確認を行う。</p> <p>(3)協力・支援の要請</p> <p>・被災市町村は、被害状況を踏まえ、自衛隊・警察・消防、国等、未被災市町村、民間事業者等及びボランティアへの協力要請を検討する。</p> <p>・県は、被災市町村からの要請や被害状況を踏まえ、自衛隊、国等、県の協定締結団体へ支援を要請する。</p> <p>(4)災害廃棄物の処理</p> <p>・被災市町村は、災害廃棄物処理計画において平時に検討した内容に基づき、次の対応を行う。</p> <p>①し尿・避難所ごみ・生活ごみ</p> <p>・仮設トイレ及びし尿処理体制の整備を行う。</p> <p>・避難所ごみの推計及び処理体制の整備を行う。</p> <p>②災害廃棄物の発生量の推計</p> <p>・仮置場の必要面積の把握や災害廃棄物処理実行計画の策定のため、推計を行う。</p> <p>③仮置場</p> <p>・被害状況を反映した災害廃棄物の推計発生量をもとに一次仮置場の必要面積を算出し、仮置場を開設する。</p> <p>④収集運搬</p> <p>・平時に検討した内容をもとに災害廃棄物の収集運搬体制を整備する(人</p>	⑥ 全半壊の損壊家屋数と撤去(必要に応じて解体)を要する損壊家屋数	市町村防災部門	⑦ 水害の浸水範囲(床上、床下戸数)	市町村防災部門	環境整備 課修正
⑥ 全半壊の損壊家屋数と撤去(必要に応じて解体)を要する損壊家屋数	市町村防災部門						
⑦ 水害の浸水範囲(床上、床下戸数)	市町村防災部門						

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、市町村に対して助言、支援等を行う。

事項を検討する。

- ・被災した一般廃棄物処理施設の復旧に向けた国庫補助金制度の活用
- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・仮設処理施設設置の要否

環境整備
課修正

201

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

資料編 2

ア ごみ焼却施設一覧表

令和2年1月31日現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1 富士吉田市	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町、忍野村、富士河口湖町)	170	
2 上野原市	上野原市上野原8344	上野原市(小菅村、丹波山村)	40	
3 山中湖村	南都留郡山中湖村平野506、507	山中湖村	45	
4 中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町	270	
5 峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割1895	韮崎市、北杜市、甲斐市(甲州市)	160	
6 峡南衛生組合	西八代都市川三郷町鴨狩津向1387	市川三郷町、早川町、身延町(南部町)	30	
7 大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市、大月市(道志村)	104	
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369	

市町村等一般廃棄物処理施設一覧表

資料編 2

ごみ焼却施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼形式	炉型式	炉数	焼却処理方式	建設工期 (年度)	運転開始年月	備考
1 富士吉田市	環境美化センターごみ処理施設	富士吉田市小明見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町(忍野村)、富士河口湖町) 1市(2町1村)	170 (85t/炉)	全連続	ストーカ 灰溶融	2	BF	H12~14	H14.12	
2 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市(小菅村(丹波山村)) 1市(2町)	40 (20t/炉)	機械化 パッチ	ストーカ	2	BF	H7~9	H9.10	
3 山中湖村	クリーンセンター	南都留郡山中湖村平野506・507	山中湖村 1村	45 (22.5t/炉)	機械化 パッチ	ストーカ	2	EP	H1~2	H3.4	
4 中巨摩地区広域事務組合	清掃センター	中央市一町畑1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	270 (90t/炉)	全連続	ストーカ	3	BF	H6~8	H9.2	
5 峡北広域行政事務組合	エコパークたつおか	韮崎市龍岡町下條南割1895	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	160 (80t/炉)	全連続	ボリ式 ガス化 溶融炉	2	BF	H12~14	H14.12	
6 峡南衛生組合	ごみ焼却場	西八代都市川三郷町鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町(南部町) 3町(1町)	30 (15t/炉)	機械化 パッチ	ストーカ	2	BF	H6~7	H8.4	
7 大月都留広域事務組合	ごみ処理施設	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	104 (52t/炉)	全連続	ストーカ	2	BF	H12~14	H14.12	
8 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設	笛吹市境川町寺尾1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	369 (123t/炉)	全連続	流動床	3	BF	H26~ H28	H28.10	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

201 イ 粗大ごみ処理施設一覧表
令和2年1月31日現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口 385	富士河口湖町	5	
2	中巨摩地区 広域事務 組合	中央市一町畑 1189	南アルプス市、甲斐市、中央 市、昭和町、富士川町、市 川三郷町	40	

202 ウ 資源化を行う施設一覧表
令和2年1月31日現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	備考
1	富士吉田市	富士吉田市 小明見三丁目 11 番 32 号	富士吉田市 (西桂 町、忍野村)	30	びん類を手 選別後、 破碎し選 別
2	上野原市	上野原市上 野原 8344	上野原市 (丹波山 村、小菅村)	5	びん類を手 選別後、 破碎し選 別
3	山中湖村	南都留郡山 中湖村平 野 506、 507	山中湖村	9	びん類を手 選別後、 破碎し選 別

粗大ごみ処理施設一覧表

令和3年3月末現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	選別数	建設工期 (年度)	運転開始 年月	備考
1	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町 河口 385	富士河口湖町 1町	5	併用	4	S62	S63.4	
2	中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑 1189	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 富士川町 市川三郷町 3市3町	40	併用	4	S61~62	S62.1	

埋立処分施設一覧表

令和3年3月末現在

	設置主体名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理能力		処理方式		建設工期 (年度)	埋立終了 年度	備考
				埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立方式	浸出水 処理方式			
1	甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市 1市	95,400m ³ (14,400m ²)	50m ³ /日	準好気性埋立	接触ばっ気法	S60~61	H7年度末	
2	甲府市	甲府市増坪町 710-3	甲府市 (笛吹市(旧石和町)) 1市(1市)	47,900m ³ (12,870m ²)	40m ³ /日	準好気性埋立	回転円板	H4~5 埋立開始は H7年度から	H13.5	
3	甲府市	甲府市西高橋町 383	甲府市 1市	58,800m ³ (13,300m ²)	35m ³ /日	準好気性埋立	高度処理 (活性炭吸着、 キレート吸着)	H13~14 埋立開始は H15.5から	H22.3	
4	山梨県市町村総合事務組合	笛吹市境川町寺尾 1246番1	山梨県内の全市町村	302,000m ³ (28,570m ²)	120m ³ /日	準好気性埋立	凝集沈殿法 (下水道接続)	H26~	-	

環境整備
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

202	4	峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割 1895	韮崎市、北杜市、甲斐市	15	不燃物を破碎し選別
	5	青木がごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原 514	笛吹市、中央市、富士河口湖町、鳴沢村	10	びん類を手選別後、破碎し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮
	6	大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩 3274	都留市、大月市(道志村)	31	びん類を含め、破碎し選別
	7	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付 1440-1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市	30.6	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破碎し選別
	8				6.4	プラスチック製容器包装を圧縮梱包
9	10	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包				
1	中央市	中央市浅利 192	中央市	9	汚泥・生ごみを堆肥化	

資源化等を行う施設一覧表										環境整備 課修正
令和3年3月末現在										
設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働開始 年月	備考			
1	富士吉田市	富士吉田市小見三丁目11番32号	富士吉田市(西桂町) 1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、破碎し選別		
2	上野原市	上野原市上野原8344	上野原市(丹波山村) 1市(2村)	5	5	H18~19	H20.4	びん類を手選別後、破碎し選別		
3	山中湖村	南都留郡山中湖村平野506-507	山中湖村 1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、破碎し選別		
4	峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町下條南割1895	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破碎し選別		
5	青木がごみ処理組合	南都留郡富士河口湖町精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村 1町1村	10	5	S48~50	S50.4	びん類を手選別後、破碎し選別 アルミ・鉄を選別し圧縮		
6	大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	31	7	H12~14	H15.4	びん類を含め、破碎し選別		
7	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	30.6	2	H26~H28	H28.10	不燃ごみ、不燃性粗大ごみを破碎し選別		
8	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	6.4	1	H26~H28	H28.10	プラスチック製容器包装を圧縮梱包		
9	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾字前付1440番地1	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 4市	10	1	H26~H28	H28.10	紙製容器包装、ミックスペーパーの圧縮梱包		
10	中央市	中央市浅利192	中央市 1市	9	1	R1	R1.10	汚泥・生ごみを堆肥化		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

202 工 最終処分場一覧表

令和2年1月31日現在

設置主体	施設所在地	構成市町村	埋立容量 (埋立面積)	備考
1 山梨県市町村総合事務組合	笛吹市境川町寺尾地内	県内27市町村	302,000m ³ (28,570m ²)	H30 供用開始予定

203 オ し尿処理施設一覧表(地域し尿処理施設を除く)

令和2年1月31日現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (kL/日)
1 甲府市	甲府市小曲町 948-1	甲府市	100
2 富士吉田市	富士吉田市小見三丁目 11 番 17 号	富士吉田市(西桂町、忍野村、山中湖村)	90
3 山梨市	山梨市南 2160	山梨市	45
4 北杜市	北杜市長坂町中丸 916	北杜市	46
5 笛吹市	笛吹市石和町砂原 936-2	笛吹市	40
6 上野原市	上野原市上野原 8344	上野原市	40
7 甲州市	甲州市塩山千野 3136	甲州市	20
8 峡南衛生組合	南巨摩郡南部町万沢 5979-3	南部町	19
9 中巨摩地区広域事務組合	中央市乙黒 1083-3	南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町	85
10 峡北広域行政事務組合	韮崎市栄 2-5-48	韮崎市、北杜市、甲斐市	72
11 峡南衛生組合	西八代郡市川三郷町鴨狩津向 1387	市川三郷町、早川町、身延町	40
12 三郡衛生組合	南アルプス市東南湖 1070	南アルプス市、市川三郷町、富士川町	61
13 青木ヶ原衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原 514	富士河口湖町、鳴沢村(甲州市、中央市、道志村)	50
14 大月都留広域事務組合	都留市田野倉 1130	都留市、大月市(道志村)	92

し尿処理施設一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (kL/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始 年月	汚泥の処理	備考
1 富士吉田市	環境美化センターし尿処理施設	富士吉田市小見三丁目11番17号	富士吉田市(西桂町、忍野村)(山中湖村)1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却	
2 山梨市	環境センターし尿処理場	山梨市南2160	山梨市 1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却	
3 北杜市	北部ふるさと公園	北杜市長坂町中丸916	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却	
4 笛吹市	クリーンセンター	笛吹市石和町砂原936-2	笛吹市 1市	40	嫌気性消化	S50~51	S52.3	脱水	
5 上野原市	クリーンセンター	上野原市上野原8344	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却	
6 甲州市	環境センターし尿処理場	甲州市塩山千野3136	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
7 峡南衛生組合	し尿処理場南都支所	南巨摩郡南部町万沢5979-3	南部町 1町	19	標準脱窒+高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)	汚泥再生処理センター
8 中巨摩地区広域事務組合	衛生センター	中央市乙黒1083-3	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	脱水	
9 峡北広域行政事務組合	峡北南部衛生センター	韮崎市栄2-5-48	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水	
10 峡南衛生組合	し尿処理施設	西八代郡市川三郷町鴨狩津向1387	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離+高度処理	S62~63	H1.4	焼却+堆肥化(生ごみ300kg/日)	
11 三郡衛生組合	三郡クリーンセンター	南アルプス市東南湖1070	南アルプス市 市川三郷町 富士川町 1市2町	61	膜分離+高度処理	H9~11	H12.4	脱水	
12 青木ヶ原衛生センター	衛生センター	南都留郡富士河口湖町 精進青木ヶ原514	富士河口湖町 鳴沢村(甲州市)(中央市)(道志村) 1町1村(2市1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水	
13 大月都留広域事務組合	大月都留し尿処理場	都留市田野倉1130	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	92	二段活性	S59~61	S61.12	焼却	

環境整備
課修正

コミュニティプラント一覧表

令和3年3月末現在

設置主体	施設名称	処理方式	計画1日最大 汚水量 (m ³ /日)	竣工年度	運転管理体制	備考
1 南アルプス市	南原団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	149	S56	委託	
2 南アルプス市	西新居団地し尿処理施設	長時間ばっき	73	S61	委託	
3 甲斐市	松島団地地域し尿処理施設	長時間ばっき	363	S56	委託	
4 甲斐市	双葉登美団地地域し尿処理場	長時間ばっき	298	S63	委託	
5 中央市	よし原処理センター	標準活性汚泥	2,500	S52	委託	
6 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	長時間ばっき	160	S60	委託	
7 富士河口湖町	本栖地区地域し尿処理施設	膜分離活性汚泥	50	H27	委託	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

204
205

第13節 生活関連事業等の応急対策
2 電気通信事業施設応急対策(東日本電信電話株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店)

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合(以下「非常事態」という)は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
ア	災害復旧体制(注)	・災害等(被災支社・支店等)が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応可能な規模の災害等が発生した場合
		・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
シ	第1非常態勢	・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合
ヨ	第2非常態勢	・大規模な災害(各会社が単独で対応できる支援が必要な規模の災害)が発生した場合
ン	第3非常態勢	・中規模な災害(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合

(注)ドコモのみ

イ、ウ (略)

(2)、(3) (略)

(4) 設備の応急復旧

NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

206

第13節 生活関連事業等の応急対策

2 電気通信事業施設応急対策(東日本電信電話株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店)

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合(以下「非常事態」という)は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制(注)	・災害等(被災支社・支店等)が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応可能な規模の災害等が発生した場合
		・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策機器類の支援(機器の運搬・運用作業を含む)等に留まる場合(広域応援体制に至らないと判断する場合)
	第1非常態勢	・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害)が発生した場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等(各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合

(注)ドコモのみ

イ、ウ (略)

(2)、(3) (略)

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

東日本電信電話(株)修正

東日本電信電話(株)修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
218	<p>国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>（略）</p>	<p><u>工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p><u>国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p> <p>防災基本計画修正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
220	<p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 県 1 略 2 地震防災応急対策 (1)～(4) 略 (5) 避難の勧告及び指示 (6)～(16) 略</p>	<p>第3編 地震編 第1章 地域防災計画・地震編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1 県 1 略 2 地震防災応急対策 (1)～(4) 略 (5) 避難_____指示 (6)～(16) 略</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p>
221	<p>第3 指定地方行政機関</p>	<p>第3 指定地方行政機関</p>	
222	<p>11 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 <u>(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u> <u>(3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施</u> <u>(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>	<p>11 関東総合通信局 (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 <u>(2) 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援</u> <u>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u> <u>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施</u> <u>(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>	<p>関東総合 通信局修 正</p>
224	<p>17 国土地理院<u>関東 測量部</u> (1)～(3) (略)</p>	<p>17 国土地理院<u>関東地方測量部</u> (1)～(3) (略)</p>	<p>国土地理 院関東地 方測量部 修正</p>
	<p>第5 指定公共機関</p>	<p>第5 指定公共機関</p>	
	<p>2 東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)(山梨支店) 株式会社NTTドコモ(山梨支店) (1) 主要通信の確保 (2) 通信疎通状況等の広報 (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 (4) 気象警報等の市町村長への伝達</p>	<p>2 東日本電信電話株式会社_____ (山梨支店) 株式会社NTTドコモ(山梨支店) (1) 主要通信の確保 (2) 通信疎通状況等の広報 (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 (4) 気象警報等の市町村長への伝達</p>	<p>東日本電 信電話(株) 修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由														
253	<p>要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p>															
259	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p>	<p>第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進</p>															
259	<p>1 建築物の耐震計画 (略)</p>	<p>1 建築物の耐震計画 (略)</p>															
259	<p>(1) 一般建築物の耐震性向上 ア～ウ (略)</p>	<p>(1) 一般建築物の耐震性向上 ア～ウ (略)</p>															
259	<p>エ <u>耐震設計、耐震改修工事</u>への補助(対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う<u>耐震設計、耐震改修の工事</u>)</p>	<p>エ <u>耐震改修工事等</u>への補助(対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う<u>耐震改修工事等</u>)</p>	建築住宅課修正														
260	<p>(2),(3) (略)</p>	<p>(2),(3) (略)</p>															
260	<p><u>4 租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用</u> <u>(1) 地震防災対策用資産に係る特別措置</u></p>	<p><u>4 地方税法に基づく課税標準の特例の活用</u> <u>(1)地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例</u></p>	税務課修正														
260	<p>ア <u>地震防災対策用資産に係る特別償却</u></p>	<p>ア <u>地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例</u></p>															
260	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 876 405 948">対象地域</td> <td data-bbox="416 876 1077 948"><u>大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 956 405 1027">対象者</td> <td data-bbox="416 956 1077 1027">不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1035 405 1370">特例の対象になる資産</td> <td data-bbox="416 1035 1077 1370"> (平成21年3月31日以前の取得) <u>動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸</u> (平成21年4月1日から23年6月30日までに取得) ①緊急地震速報装置(専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置(①と同時に設置される場合)、③感震装置(①②と同時に設置される場合) </td> </tr> </table>	対象地域	<u>大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域</u>	対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等	特例の対象になる資産	(平成21年3月31日以前の取得) <u>動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸</u> (平成21年4月1日から23年6月30日までに取得) ①緊急地震速報装置(専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置(①と同時に設置される場合)、③感震装置(①②と同時に設置される場合)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 876 1348 948">対象地域</td> <td data-bbox="1359 876 2020 948"><u>当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 956 1348 1027">対象者</td> <td data-bbox="1359 956 2020 1027"> ①<u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u> ②<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u> ③<u>首都直下地震緊急対策区域</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1035 1348 1107">対象者</td> <td data-bbox="1359 1035 2020 1107">青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1115 1348 1370">特例の対象になる資産</td> <td data-bbox="1359 1115 2020 1370"> ①<u>緊急地震速報装置(同時に設置する専用の報知装置を含む。)</u> ②<u>緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)</u> ③<u>感震装置(①②と同時に設置する場合。)</u> </td> </tr> </table>	対象地域	<u>当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。</u>	対象者	① <u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u> ② <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u> ③ <u>首都直下地震緊急対策区域</u>	対象者	青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等	特例の対象になる資産	① <u>緊急地震速報装置(同時に設置する専用の報知装置を含む。)</u> ② <u>緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)</u> ③ <u>感震装置(①②と同時に設置する場合。)</u>	
対象地域	<u>大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域</u>																
対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等																
特例の対象になる資産	(平成21年3月31日以前の取得) <u>動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸</u> (平成21年4月1日から23年6月30日までに取得) ①緊急地震速報装置(専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置(①と同時に設置される場合)、③感震装置(①②と同時に設置される場合)																
対象地域	<u>当該施設の所在地又は当該事業の営業区域が以下のいずれかのエリア内であること。</u>																
対象者	① <u>南海トラフ地震防災対策推進地域</u> ② <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u> ③ <u>首都直下地震緊急対策区域</u>																
対象者	青色申告を行う法人又は個人事業者で、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等																
特例の対象になる資産	① <u>緊急地震速報装置(同時に設置する専用の報知装置を含む。)</u> ② <u>緊急遮断装置(①と同時に設置する場合。)</u> ③ <u>感震装置(①②と同時に設置する場合。)</u>																

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧					新					改正理由
261	県庁舎	本館ほか	4	4	3						
	合同庁舎	南都留合同庁舎ほか	5	5	5						
	その他の出先庁舎	勤労センターほか	14	14	12						
	警察署	甲府警察署ほか	12	10	10						
	県立高等学校		113	102	28						
	県営住宅		334	208	4						
付) 施設数は、耐震診断義務のあるもののみ。											
耐震診断施設は、昭和56年度以前に設計した施設											
イ 県立学校については、 <u>県立学校施設整備計画に基づき、未耐震の施設を優先して工事を実施するとともに、非構造部材の落下防止対策を_____実施し、避難所機能の確保を図る。</u>						_____ 県立学校については、_____非構造部材の落下防止対策を <u>引き続き</u> 実施し、避難所機能の確保を図る。					住宅対策室、建築住宅課、
_____						※ 県有建物の内、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号で規定する、昭和56年5月以前に着工した「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物」で一定規模以上のものについては、全ての建物で耐震性があることを確認した。					学校施設課修正
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
_____						_____					
264	第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進					第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進					住宅対策室、建築住宅課、
	1 防災知識の普及・教育					1 防災知識の普及・教育					学校施設課修正
	(略)					(略)					
	(1)、(2) (略)					(1)、(2) (略)					
265	(3) 住民に対する防災知識の普及・教育					(3) 住民に対する防災知識の普及・教育					
	(略)					(略)					
	イ 啓発の内容					イ 啓発の内容					